

海上保安の現況

昭和53年7月

第十一管区海上保安本部

出 貸 期 間 別	返 却 日
日付	月
年	日
時	分



伊藤伊製

70/3/1

- 必ず返す期限を守りましょう。
- この本に目じるしを書きこんだり、
折目をつけたり、よごしたりしない
ように大切に読みましょう。
- 返さないうちにこの本を、他の人に
貸すと本がなくなる原因になります。

TRC113001

海上保安の現況

目 次

第1章 総 説	1
1. 管内の概況	1
(1) 担当区域と業務	1
(2) 自然的環境	1
(3) 社会的情勢	2
(4) 港湾及び海上交通	2
2. 海上保安体制	4
(1) 組織と人員	4
(2) 船艇及び航空機	7
(3) 通 信	8
第2章 海上における警備業務	10
1. 海上における犯罪の取締り	10
(1) 犯罪の傾向 (海上公害事犯を除く。)	10
(2) 一斉取締り	11
2. 海上公害の現状と取締り	11
(1) 海洋汚染の現状	11
(2) 海洋汚染の取締り	12
3. 領海警備	16
(1) 尖閣諸島周辺の領海警備	16
(2) 宮古・八重山列島及び本島周辺の領海警備	16
4. 漁業水域における外国漁船の監視取締り	16
5. 課 題	17
(1) 諸法令関係	17
(2) 海上公害関係	17
(3) 領海警備関係	17
第3章 救難業務	18
1. 海難の発生状況	18
(1) 要救助船舶の発生状況	18
(2) 人身事故の発生状況	24
2. 海難の救助状況	25
(1) 船舶の救助状況	25
(2) 乗船者の救助状況	26
3. 海難救助体制の現状	27
(1) 海難情報の収集体制	27

(2) 海難救助体制	30
4. 海洋汚染及び海上災害の防止体制	31
(1) 海洋汚染と海上災害の発生状況	31
(2) 防除体制	31
(3) 流出油処理作業	33
5. 救援、救護の状況	35
(1) 緊急入域	35
(2) 離島及びへき地の急患輸送	35
6. 海難防止活動	36
(1) 海難防止強調運動の実施	36
(2) 海難防止講習会等の開催	36
(3) 海難防止団体の育成と現状	37
7. 港長業務	38
(1) 港長業務の現況	38
(2) 那覇港における港内交通管制	43
8. 課題	44
(1) 巡視船・航空機の充実強化	44
(2) 小型船舶の海難防止指導の強化	44
第4章 水路業務	45
1. 管内水路図誌の整備	45
2. 航行警報	45
3. 水路測量	45
4. 海象観測	46
5. 放射能定期調査	46
6. 課題	46
(1) 海図の整備・拡充	46
(2) 海・潮流の観測	46
第5章 航路標識業務	47
1. 航路標識の現状	47
2. 航路標識の管理と問題点	52
(1) 管理の現状	52
(2) 管理上の問題点	53
3. 航路標識の整備状況	53
4. 課題	55
(1) 今後の航路標識の整備	55
(2) 既設航路標識の改良	55

(図表目次)

第1章 総説

第1-1図 管区別担任区域図	1
第1-2表 県内港湾一覧表	3
第1-3図 第十一管区海上保安本部組織図	4
第1-4図 第十一管区海上保安本部の事務所位置図	5
第1-5表 船艇及び航空機配属表	7
第1-6図 第十一管区海上保安本部通信系統図	9

第2章 海上における警備業務

第2-1表 罪種別送致状況	10
第2-2表 海事関係法令違反送致状況	10
第2-3図 過去5年間における海洋汚染発生件数	13
第2-4図 過去5年間における海上公害関係事件措置件数	13
第2-5図 海洋汚染発生状況	14
第2-6図 汚染源別海洋汚染発生状況	14
第2-7図 排出源別汚染状況	15
第2-8図 原因別汚染状況	15
第2-9表 船舶からの油による海洋汚染(海難を除く。)状況	15
第2-10表 台湾船領海侵犯状況	16

第3章 救難業務

第3-1図 要救助船舶の船種別発生隻数の推移	18
第3-2図 要救助船舶の海難の種類別発生隻数の推移	19
第3-3図 要救助船舶の距岸別発生隻数の推移	20
第3-4図 要救助船舶のトン数別発生隻数の推移	21
第3-5図 全損海難の発生状況の推移	22
第3-6図 要救助船舶の海難原因別発生状況の推移	23
第3-7図 船舶の海難によらない乗船者的人身事故発生状況	24
第3-8図 要救助船舶の救助状況	25
第3-9図 要救助船舶の距岸別救助状況	25
第3-10図 船舶の海難による遭難者の救助状況	26
第3-11図 船舶の海難によらない人身事故の救助状況	26
第3-12表 遭難呼出電波の聴守態勢	27
第3-13図 海難通信取扱状況	28

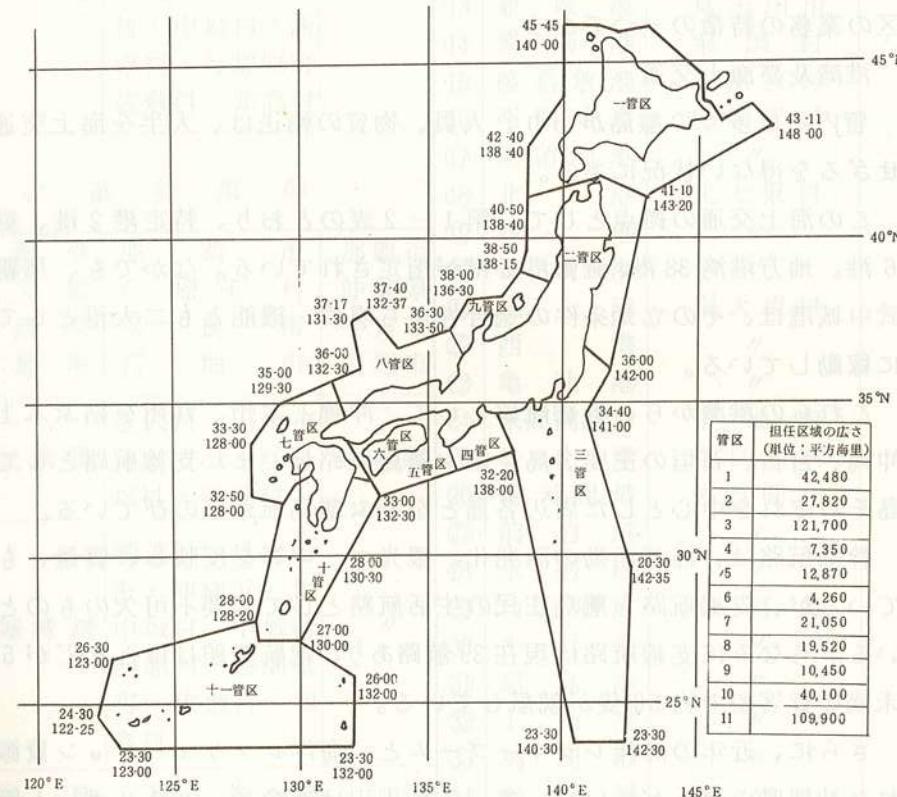
第1章 総 説

1. 管内の状況

(1) 担当区域と業務

当管区は、日本の陸地の全面積に匹敵する約38万平方キロメートル（第1-1図）を管轄しており、この区域における海難救助、台風対策、海上における犯罪の取締り、海洋汚染の監視取締り、領海警備、水路図誌刊行のための測量及び観測、航路標識の整備等多岐にわたる業務を遂行している。

第1-1図 管区別担任区域図



(2) 自然的環境

沖縄県は、東支那海の大陵棚外縁に沿い弧状に展開する沖縄、宮古及び八重山の各群島と、それらに付属した島嶼から成り、各島周辺は発達した珊瑚礁が、多くの据礁、堡礁及び環礁を形成しており、近海は良好な漁場となっている。

気象は、海洋性亜熱帯気候であり、台風の常襲地帯であるうえ、冬季は季

第3-14図 海難通信発生地点図	29
第3-15図 海洋汚染状況	31
第3-16図 海上流出油量及び回収量	31
第3-17図 オイルフェンス備蓄量	32
第3-18図 油処理剤備蓄量	32
第3-19図 油吸着材備蓄量	32
第3-20図 油保管施設及びタンカー係留施設並びに排出油防除資器材備蓄状況	34
第3-21表 緊急入域状況	35
第3-22表 急患輸送状況	35
第3-23表 海難防止講習会等実施状況	36
第3-24表 安全パトロール艇の指定と海上安全指導員の育成認定状況	37
第3-25図 那覇港・金武中城港における港内船舶交通に関する港長の許可件数及び各種届出受理件数等	39
第3-26図 那覇港・金武中城港における危険物荷役運搬許可件数及び取扱量	40
第3-27図 那覇港・金武中城港における船種別入港隻数	41
第3-28表 那覇港・金武中城港における船種別、トン数別入港隻数	42
第3-29図 過去5年間の那覇港における管制隻数の推移	44
第4章 水路業務	
第4-1表 海図の新刊及び補正実施状況	45
第4-2表 航行警報実施状況	45
第4-3表 港湾測量及び補正測量実施状況	45
第4-4表 海象観測実施状況	46
第5章 航路標識業務	
第5-1表 所管航路標識の種類別基数及び機能	47
第5-2図 沖縄本島地区航路標識配置図	48
第5-3図 宮古・八重山地区航路標識配置図	49
第5-4図 既設沿岸航路標識機能図(沖縄本島周辺海域)	50
第5-5図 既設沿岸航路標識機能図(宮古・八重山周辺海域)	51
第5-6図 管内航路標識管理状況	52
第5-7表 航路標識整備状況	53
第5-8表 昭和53年度 航路標識整備実施計画	54

節風が強吹する地域であるため、年間を通じ気象警報の発令日数も多い。

(3) 社会的情勢

管内各港は、沖縄県の「社会資本の充実」、「自然環境の保全」、「産業の振興開発」等を目標に策定された沖縄振興開発計画に基づき、年々整備されてきているが、未だ各地に不発弾が未処理のまま多数残存しており、工事作業等には大きな障害となっている。

また、本県は、本土各県に比し、医療従事者、施設が約半分という現状から石垣島を中心とする離島は、無医地区が多く、そのため、これらの島で急患発生の際は、石垣航空基地所属航空機により急患輸送を行っており、当管区の業務の特徴の一つである。

(4) 港湾及び海上交通

管内には多くの離島があり、人員、物資の輸送は、大半を海上交通に依存せざるを得ない状況にある。

この海上交通の拠点として、第1-2表のとおり、特定港2港、重要港湾6港、地方港湾38港、避難港2港が指定されている。なかでも、那覇港、金武中城港は、その立地条件の適合性から規模、機能とも二大港として、大いに稼動している。

これらの港湾から、幹線航路として、沖縄と本州、九州を結ぶ本土航路、沖縄、宮古、石垣の主要3島を結ぶ離島航路が、また支線航路として主要3島それぞれを中心とした周辺各島とを結ぶ離島航路がのがれている。

幹線航路は、経済活動の活発化、観光ブーム等を反映し、質量とも充実しているが、支線航路も離島住民の生活航路として必要不可欠のものとなっている。ちなみに支線航路は現在39航路あり、就航船舶はほとんどが500トン未満の貨客船で約50隻が就航している。

さらに、近年の海洋レジャーブームと、海洋レクリエーション資源に恵まれた沖縄県の海とがあいまって、各島周辺は遊漁船、グラスボート等プレジャーボートの動きが盛んである。

一方、沖縄近海は、本土と中近東石油産出国及び東南アジア、大洋州各国とを結ぶ大型タンカー、貨物船あるいは南方漁場に向う各種漁船の常用航路となっている。

このため航行船舶乗組員の急病に伴う医療援助あるいは大型タンカー等の廃油投棄に伴う海洋汚染等、海上保安業務への要請はますます大きくなりつ

つある現状である。

第1-2表 県内港湾一覧表

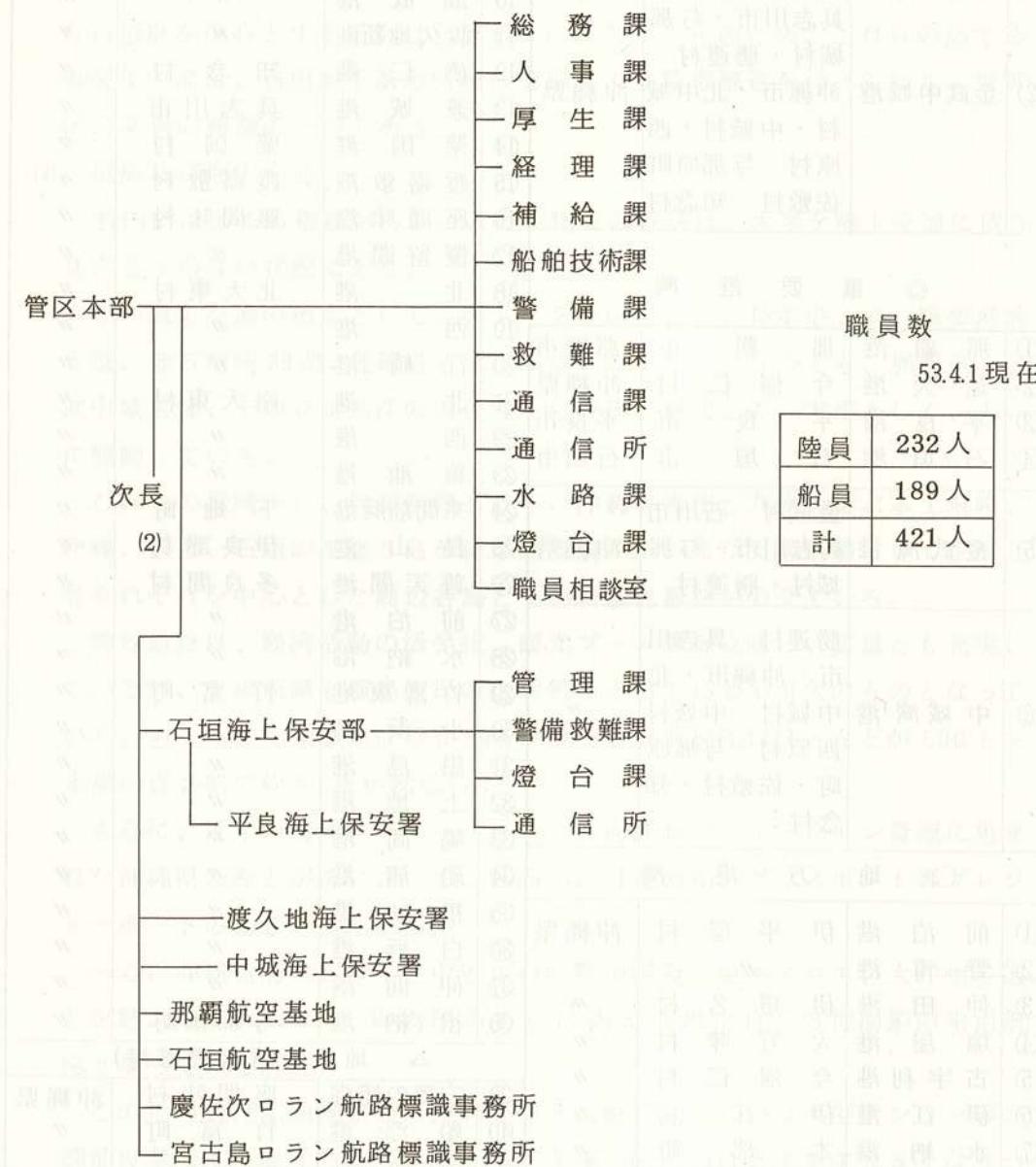
特 定 港				港 湾 名 所 在 地 管理者		
①	港 湾 名	所 在 地	管理 者	港 湾 名	所 在 地	管 理 者
①	那覇 港	那覇 市	那覇市	⑧ 渡久地 港	本 部 町	沖縄県
②	金武 中城 港	金武村・石川市 具志川市・与那 城村・勝連村 沖縄市・北中城 村・中城村・西 原村・与那原町 佐敷村・知念村	沖縄県	⑨ 浜崎 港	"	"
⑩ 濑底 港	"	"	"	⑪ 渡久地新 港	"	"
⑫ 德仁 港	"	"	"	⑬ 兼城 港	知念 村	"
⑭ 粟国 港	"	"	"	⑮ 渡嘉敷 港	具志川 市	"
⑯ 座間味 港	"	"	"	⑯ 座間味 港	粟国 村	"
⑰ 慶留間 港	"	"	"	⑰ 慶留間 港	渡嘉敷 村	"
⑱ 北 港	"	"	"	⑱ 北 港	座間味 村	"
⑲ 西 港	"	"	"	⑲ 西 港	"	"
⑳ 江崎 港	"	"	"	⑳ 江崎 港	"	"
㉑ 北西 港	"	"	"	㉑ 北西 港	南大東 村	"
㉒ 亀池 港	"	"	"	㉒ 亀池 港	"	"
㉓ 来間前浜 港	"	"	"	㉓ 来間前浜 港	下地 町	"
㉔ 長山 港	"	"	"	㉔ 長山 港	伊良部 村	"
㉕ 普天間 港	"	"	"	㉕ 普天間 港	多良間 村	"
㉖ 前泊 港	"	"	"	㉖ 前泊 港	"	"
㉗ 水納 港	"	"	"	㉗ 水納 港	"	"
㉘ 竹富東 港	"	"	"	㉘ 竹富東 港	竹富 町	"
㉙ 小浜 港	"	"	"	㉙ 小浜 港	"	"
㉚ 黒島 港	"	"	"	㉚ 黒島 港	"	"
㉛ 上地 港	"	"	"	㉛ 上地 港	"	"
㉜ 鳩間 港	"	"	"	㉜ 鳩間 港	"	"
㉝ 船浦 港	"	"	"	㉝ 船浦 港	"	"
㉞ 祖納 港	"	"	"	㉞ 祖納 港	"	"
㉟ 白浜 港	"	"	"	㉟ 白浜 港	"	"
㉟ 仲間 港	"	"	"	㉟ 仲間 港	"	"
㉞ 祖納 港	与那国町	"	"	㉞ 祖納 港	与那国町	"
△ 地方 港 湾 (避難 港)						
㉙ 安護の浦 港	座間味 村	"	"	㉙ 安護の浦 港	座間味 村	沖縄県
㉚ 船浮 港	竹富 町	"	"	㉚ 船浮 港	竹富 町	"

2. 海上保安体制

(1) 組織と人員

当管区は、海上保安業務を遂行するため、事務所を沖縄本島、宮古及び石垣の主要3島に置いており、当管区本部の機構及び職員数並びに事務所の配置状況は、第1-3図及び第1-4図のとおりである。

第1-3図 第十一管区海上保安本部組織図



(2) 船艇及び航空機

52年度末の船艇及び航空機の配属状況は、第1-5表のとおりである。

なお、53年度には、昨年7月から海洋二法が施行されたことに伴い、警備
救難業務体制の強化を図るため、本部に1,000トン型巡視船1隻、那覇航空
基地に大型固定翼機1機がそれぞれ配属されることとなっている。

第1-5表 船艇及び航空機配属表
船 艇

基 地	巡 視 船		巡 視 艇		放 射 能	監 視	小 計	測 量 船	燈 台 見 回り 船	合 計
	350トン 型	130トン 型	23 メートル 型	15 メートル 型						
十一管本部 おきなわ	P M 69			CL 117 でいご CL 140 げとう			3	H S 32 けらま		4
渡久地 保安署			P C 71 わかぐも				1			1
中城保安署				CL 118 ゆうな	MS 03 かつれん		2			2
石垣保安部 やえやま	P M 72			CL 119 あだん		S S 15 あんたれす	3	LM 112 あや ぱね		4
平良保安署		P S 49 のばる					1			1
合 計	2	1	1	4	1	1	10	1	1	12

航 空 機

基 地	中型固定翼機	中型回転翼機	小型回転翼機	合 計
那覇	2			2
石垣		1	1	2

(3) 通信

海難船舶の救助手配を行うためには、迅速かつ的確な海難情報の早期入手が重要であり、当管区では本部通信所及び石垣通信所並びに行動中の巡回船において、船舶が海難または航行の危険など急を要する場合に発信する遭難呼出電波を常時聴守する体制をとっている。

また、位置不確実な海難通報や遭難信号自動発信器（SOS発信器）による遭難通報に対処するため、救難用方位測定局によりこれらの電波の方位を測定し、海難位置を割り出す体制を整えており、海難情報を受信した場合は直ちに関係部署及び巡回船艇・航空機に通報し、迅速な救助手配を行っている。

このほか、

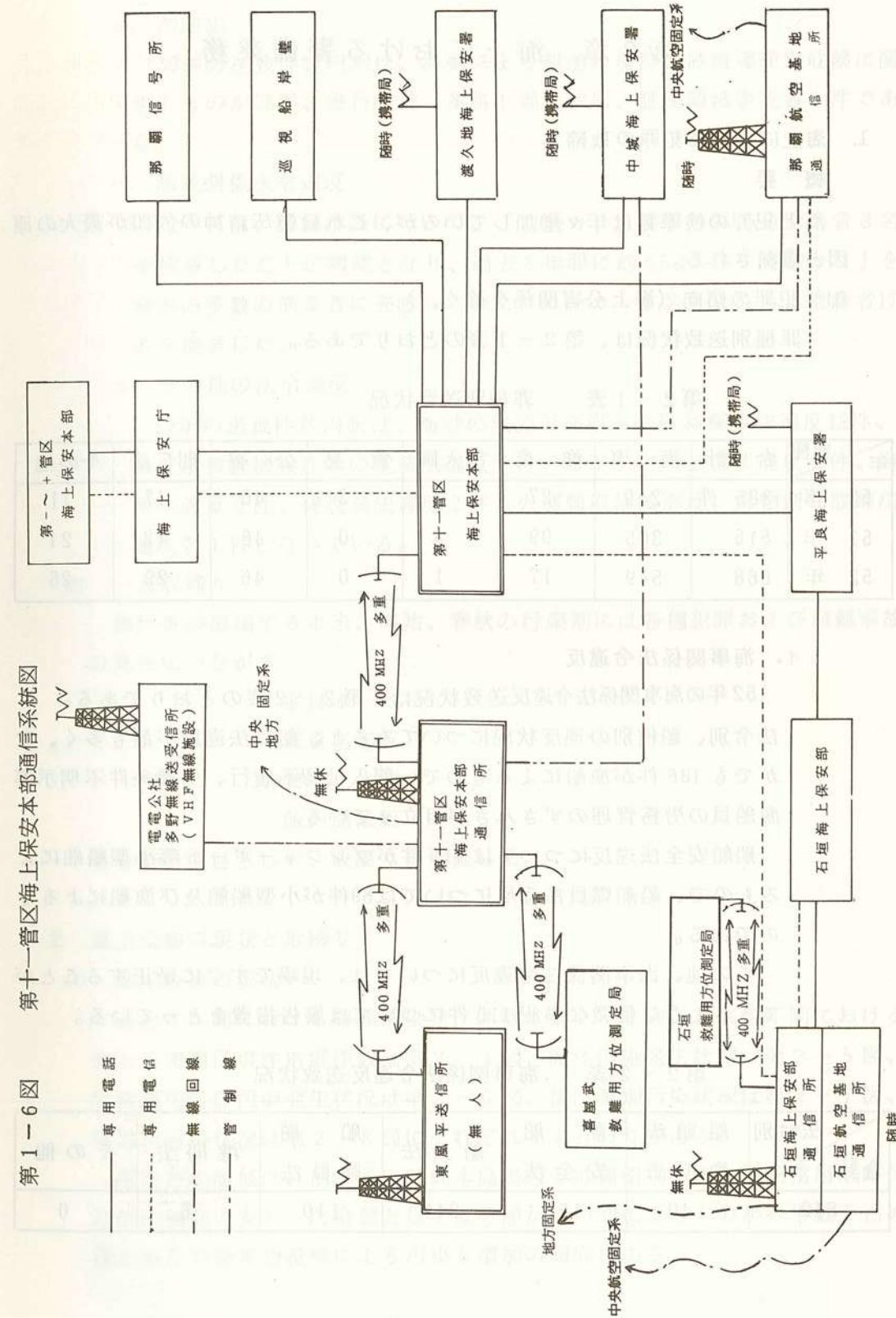
- イ. 船舶の安全運航と海難の未然防止を図るため、航路障害物、水路及び航路標識の異状、改廃、射撃訓練の実施など急を要する周知を安全通信で放送
- ロ. 災害発生時の防災及び救援に関する非常無線通信
- ハ. 気象海象に関する予報及び警報の放送
- ニ. 船舶の出入港に関する港務通信
- ホ. 海上交通安全法に基づく巨大船の航路通報
- ヘ. 遠洋を航行する船舶の位置通報（AMVER通信）

を取扱っている。これらの業務遂行上必要な情報を迅速に処理するため、第1-6図の無線局及び専用通信網を整備している。

なお、51年度には沖縄本島喜屋武に、52年度には石垣島宮良に救難用方位測定局を建設し、SOS発信器など位置不明の海難通報に対する方位測定体制を強化している。



第1-6図 第十一管区海上保安本部通信系統図



3. 領海警備

概要

52年7月1日、領海法の施行に伴って拡大された当管内の領海警備には、巡視船や航空機の配備を強化して、尖閣諸島及び八重山列島を重点的に台湾漁船の領海侵犯や不法操業の取締りを実施している。

52年中当管区が確認した領海侵犯状況は、第2-10表のとおりである。

第2-10表 台湾船領海侵犯状況

区域	区分	不法操業	停泊徘徊等	不法上陸
尖閣諸島		90(63)隻	42(29)隻	0(21)隻
宮古・八重山列島		4(78)	3(42)	0(3)
沖縄群島		0(31)	8(13)	0(12)
計		94(172)	53(84)	0(36)

()内は、51年度

(1) 尖閣諸島周辺の領海警備

当管区所属の巡視船及び航空機のほか他管区から巡視船延べ13隻の派遣を受けて警戒にあたり、領海内で不法操業、停泊した侵犯台湾漁船に対しては立入検査を行い警告書を交付、位置確認書及び誓約書を徴して領海外に退去させている。

(2) 宮古・八重山列島及び本島周辺の領海警備

51年、激増した台湾漁船による与那国島周辺と久米島周辺の「はえ縄」及び「さんご採取」不法操業は、52年には4隻と減り、領海法施行後は取締りを強化して検挙の方針で臨んだが侵犯は皆無であった。

4. 漁業水域における外国漁船の監視取締り

漁業水域に関する暫定措置法の施行に伴い52年8月16日から当管区所属巡視船及び航空機を配備して外国漁船不法操業の監視取締りを実施した。

52年中に確認した不法操業は「さんご」採取を目的とした台湾漁船で91隻である。これらの不法操業に対しては立入検査を行い警告書を交付、誓約書を徴して厳しく指導のうえ退去させている。

5 課題

(1) 諸法令関係

海事関係者の諸法令に対する周知については、おおむね徹底したと考えられるが、いまなお遵法精神に欠ける点も見受けられるので、特に船舶の安全運航に関する海事関係法令違反、爆発物・毒物劇物を使用する悪質密漁事犯及び砂利不法採取事犯を中心に厳重な指導・取締りを実施する必要がある。

(2) 海上公害関係

沖縄本島周辺及び沖縄南東方の大型船舶常用航路付近における海洋汚染取締りを強化するとともに、廃棄物の適正な処理につき関係者を指導啓蒙するとともに、不法投棄に対しては厳しく取締る必要がある。

(3) 領海警備関係

海洋二法の施行から2年目を迎えた本年は、すでに大型巡視船及び航空機の配属も決っており、漸増が目立つ漁業水域の台湾漁船不法操業に対する監視取締りを強化して厳正に対処して行く必要がある。